

喬木村発足150周年記念事業
村民等主催の冠事業支援補助金
募集要項・申請マニュアル



うま
美し郷 喬木 150周年！
今、新たなステージへ！！

【受付・問合せ】

喬木村役場 総務課

電話：33-5120

FAX：33-4511

MAIL：syomu@vill.takagi.lg.jp

1 村民等主催の冠事業支援補助金について

令和7年1月、喬木村は村発足150周年という大きな節目を迎えます。

これまでの150年に感謝するとともに、これからの本村の発展を見据えて、村民、団体、事業者等との協働により、村発足150周年記念事業を実施していきます。

そこで、村民、団体、事業者等の皆様が村発足150周年を盛り上げるために自ら企画し、実施する事業の提案を募集します。認定された事業につきましては、補助金交付等の支援を行います。

2 対象団体

所在地及び主たる活動場所が喬木村内であるNPO法人、企業、任意団体(3人以上)等の団体

3 対象事業

(1) 次の項目全てを満たす事業とします。

ア 村発足150周年の盛り上げを図ることを目的として実施する事業

イ 村発足150周年を機に新たに組織する補助対象団体が企画し、実施する事業又は既存の補助対象団体が村発足150周年を機に新たに企画し又は新たな企画を加え、実施する事業

ウ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施する事業

エ 喬木村内で実施し、幅広く村民を対象とする事業

オ 安全対策について、十分な措置が講じられている事業

カ 喬木村発足150周年記念事業実行委員会の承認を得た事業

(2) 次のいずれかに該当する事業は、対象となりません。

ア 村の信用又は品位を害し、又は害するおそれのある事業

イ 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのある事業

ウ 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれのある事業

エ 営利を主たる目的として実施する事業

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている者の利益になるおそれのある事業

カ 国、地方公共団体(本村を含む。)又はその他これらに準ずる団体から補助金を受けている事業

4 補助金額

補助金の額は補助対象経費に相当する額とし、10万円を限度とします。

5 補助対象経費

(1) 対象となる経費

事業の実施に直接必要となる次の経費とします。

項目	内容
報償費	講師、出演者等（団体等の構成員を除く。）への謝礼等
旅費	講師、出演者等（団体等の構成員を除く。）の交通費及び宿泊費
消耗品費	事業実施に必要な文具、日用品や原材料費（1個当たり3万円未満のものに限る。）
印刷製本費	ちらし、ポスター等の作成に係る印刷製本費
燃料費	事業実施に係る燃料費
通信運搬費	事業実施に係る郵送料、配送料
保険料	イベント保険料、傷害保険料等
委託料	補助事業を効率的に実施するための委託費（事業自体の委託は対象外）
使用料及び賃貸料	会場借上料、各種機材レンタル料

(2) 対象とならない経費

- ア 団体の運営に係る経費等、補助対象事業の実施に直接関係しない経費
- イ 備品購入費
- ウ 食糧費
- エ 領収書等により団体が支払ったことを明確に確認することができない経費

5 応募方法について

(1) 応募に必要な書類

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 実施団体概要書（様式第4号）

(2) 提出期間

随時募集

5 審査方法及び決定通知

- (1) 村発足150周年を盛り上げることを目的としているか、無理のない計画・方法・スケジュールで、実際に実施が可能であるか等を審査します。
- (2) 審査結果については、概ね30日以内に文書により各団体に通知します。

6 変更申請について

事業内容や予算等に大幅な変更がある場合には、事前に「補助金変更承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。手続きが必要か不明な場合は、事前にご相談ください。

7 実績報告及び補助金額の確定

事業終了後、30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに下記の書類を郵送又は持参により提出してください。内容を審査したうえで補助金の額を確定します。

- (1) 実績報告書（様式第6号）
- (2) 事業実施報告書（様式第7号）
- (3) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 事業実施に係る記録写真、資料等
- (4) 補助対象経費に係る領収書等支出を証する書類

8 補助金の支払い

補助金は、補助金の額の確定後、請求書の提出を受けてお支払いします。

9 その他の注意事項

- (1) 応募は、1団体当たり1件のみです。
- (2) 実施する事業が喬木村発足150周年記念事業の取組であることを広く村民の皆様に周知するため、事業名に「喬木村発足150周年記念」等の冠を付けるなどするとともに、記念ロゴマークも積極的に活用してください。
- (3) 事業実施に当たっては、活動の記録（写真、チラシ等）を残すようにしてください。